平成25年9月橋本市議会定例会会議録(第2号)その5 平成25年9月9日(月)

(午後1時00分 再開)

○議長(石橋英和君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。 順番4、21番 岡君。

〔21番(岡 弘悟君)登壇〕

O21番(岡 弘悟君)今回の質問は大題で二つです。通告に従いまして一般質問を行います。

大題の1番、アナフィラキシー補助治療薬 エピペンの導入を。

エピペンは蜂刺傷、食物アレルギーなどに よるアナフィラキシーに対する緊急補助治療 薬として使用されています。使用に関しては、 患者本人、さらに必要に応じ保育士、教職員 も使用可能であることを踏まえ、子どもたち の命を守るために教育現場への導入と使用、 知識向上のために講習を義務付けるべきでは ないですか。

実際、一般的に医療従事者でない人が、アナフィラキシーを起こしチアノーゼ状態であることを判断するのが難しいのは明白であります。ましてエピペンの使用判断を下すのは 至難であると考えます。

しかし、蜂刺傷や食物アレルギーによるアナフィラキシー反応は、最良の条件でも救急車の到着と病院への搬送を待てない場合が多いと聞きます。このような場合、救命は現場に立ち会っている人に委ねられることになるでしょう。子どもたちの命をつなぎ守るため、エピペンの導入及び使用できる知識と勇気を備えるために、講習の義務付けが必要と考え、質問いたします。

①アナフィラキシー症状が確認された場合

のマニュアルは作成されていますか。また、 緊急を要する場合、医療機関との連携はどの ように行われていますか。

②現在までに教育機関内において、アナフィラキシー反応を起こした事例は確認されていますか。

③エピペンの副作用はいくつか報告されていますが、どういった症状ですか。安全性と緊急性を比較した場合、使用すべきなのか、 医療の観点からお教えください。

④導入と使用に関する知識を身に付けることが必要と感じますが、教育現場ではどのように考えておられますか。

⑤現状、エピペンや関係医薬品以外での対応は困難と感じます。早急に導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、大項目の2番目です。差別化のために新たな地域ブランドを立ち上げるメリット。

本市の地域ブランドカアップのため、さらなる地域ブランドの開発、そして周知させていく広報手段の強化が必要と感じます。地域ブランドといっても、現在、他の市町村でも多くの地域ブランドが立ち上がり、商品の差別化は難しくなっています。ただ単に地域ブランドとして立ち上げても、消費者にとって目を引くものとは言えなくなっているのが現状です。

そこで、他の地域で始められている試みの一つとして、厳格な審査と規格を独自に持ち、地域ブランド内の最高品質のものを新たな地域ブランドとしてネーミングすることにより、既存の地域ブランドの周知と価値の引き上げを狙う試みが行われています。つまり、地域

ブランドに付加価値を付けることにより、消費者にとって特別感があり、差別化が行われ、 地域ブランドに含まれるものすべてに消費者 側でのイメージアップが期待されるからです。

本市でも、地域ブランドの立ち上げを積極的に行っているのは理解いたしますが、ブランドカアップ、他の地域ブランドとの差別化のために、厳格な審査、規格を持った地域ブランド中の地域ブランドの立ち上げを行ってはいかがでしょうか。

以上2点です。明確な答弁よろしくお願い いたします。

○議長(石橋英和君)21番 岡君の質問項目 1、アナフィラキシー補助治療薬エピペンの 導入に関する質問に対する答弁を求めます。 教育長。

〔教育長(松田良夫君)登壇〕

○教育長(松田良夫君)マニュアルの作成と 医療機関との連携についてお答えします。

各学校において、年度当初に食物アレルギーの調査を行っています。その中で、食物アレルギーを起こす可能性のある児童生徒を抽出し、各学校は保護者や主治医等と対象児童生徒の症状について協議の場を持っています。その協議に基づき、緊急時の対応について児童生徒ごとにマニュアルを作成しています。

また、緊急搬送要請の可能性のある児童生徒については、児童生徒名、疾病名、関係医療機関、症状等について一覧表を作成し、教育委員会、消防署等、必要部署で共有し、緊急時の対応がスムーズに行われるよう、万が一のために備えています。

次に、アナフィラキシー反応を起こした事例についてですが、現在のところは確認されていません。

次に、アドレナリン自己注射薬の使用についての知識の必要性ですが、アドレナリン自己注射薬が処方されている児童が在籍してい

る学校においては、毎年、使用方法について 研修会を行っています。また、県教育委員会 主催のアレルギーに関する研修会にも積極的 に参加するよう指導しています。

次に、アドレナリン自己注射薬の導入についてお答えします。アドレナリン自己注射薬は、児童生徒のアレルギー症状に応じて医師から処方されるものです。食物アレルギーアンケート等で食物アレルギーがあると回答のあった児童生徒の保護者に対し、医療機関への受診を勧めるなど啓発を行うことにより、保護者の食物アレルギーに対する意識の高揚に努めてまいります。

〇議長(石橋英和君)健康福祉部長。

[健康福祉部長(枡谷俊介君)登壇]

〇健康福祉部長(枡谷俊介君) アナフィラキシー補助治療薬エピペンのおただしについて、保育園、こども園での対応についてお答えします。

1点目の、アナフィラキシー症状が確認された場合のマニュアル作成についてですが、 保育園、こども園でのアレルギー対応は基本的に厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき実施しており、特に配慮が必要な園児がいる場合に、園で園生活全般や緊急時の主治医との連携や救急搬送について、個別マニュアルを作成して対応しています。

2点目の、アナフィラキシー反応を起こした事例については、保育園、こども園ともに確認されておりません。

4点目の、エピペンの使用に関しての知識を身に付けることについては、エピペンを処方されている園児が入園した場合に、保育士を対象に管理や取り扱い方法についての講習会を開催し、緊急時にエピペンを打つことのできる体制を整えています。

5点目の、エピペンの導入については、エ

ピペンは処方薬でございますので、園で預かる場合は園児に処方されている場合に限りますので、ご理解をお願いいたします。

〇議長(石橋英和君)病院長。

〔病院長(山本勝廣君)登壇〕

〇病院長(山本勝廣君) エピペンの副作用に ついてお答えいたします。

主な副作用として、動悸、頭痛、めまい、 不安、振戦、過敏症状、吐き気・嘔吐、熱感、 発汗などが報告されており、取り扱い製薬会 社によれば、エピペンの使用後、次のような 症状が出た場合には使用をやめて、すぐに医 師の診療を受けるように勧められています。 ①体動時の動悸、呼吸困難、起座呼吸。②呼 吸がしにくい。③脈拍数の増加、不整脈、動 悸。これらの症状はエピペン使用により、ご くまれに起こり得るとのことです。

安全性と緊急性を比較した場合の使用については、患者それぞれに症状が違うので、エピペンを処方した医師本人と事前に詳細な打ち合わせを行い、発作が起こる前に緊急時のマニュアルを作成するなど、適切な対処が必要であると考えます。

○議長(石橋英和君) 21番 岡君、再質問ありますか。

21番 岡君。

O21番(岡 弘悟君)答弁ありがとうございます。1番から順を追って進めさせてもらいます。

1番なんですけども、いい答弁いただいた んですけども、各学校でそういった生徒がお られた場合、個別ごとにマニュアルを作成し て対応されていると。医療機関との連携も、 その子どもたちの症状により個別に対応を練 っておられるということなんですけども、こ こで一点、ちょっとお聞きしたいんですけど も、個別マニュアルを作成した場合、その個 別マニュアルを理解されているというか、対 応される方というのは、その学校の教職員含め、全員がその個別マニュアルを見られているのかということを、とりあえず一点お聞きしたいんですけども、答弁お願いします。

〇議長(石橋英和君)教育長。

○教育長(松田良夫君)学校ですので、担任ないしは養護教諭が出張で不在という場合も考えられます。緊急の場合、すべての教員がそういった症状に対応できるよう、個別のマニュアルについては全員で共有しています。中身については。そして、常に保健室あるいは教室、職員室で保管し、誰でもすぐ見れるような、そういう整備をしていただいてございます。

以上です。

- 〇議長(石橋英和君)21番 岡君。
- ○21番(岡 弘悟君)ありがとうございます。

それで、保・幼・小で、例えば保育園、現在のところ、お聞きしたところでは、保育園、幼稚園を含め、エピペンを携帯されているお子さんはいないと認識しているんですけども、今、小学校で市内で5人かな、6名の生徒がエピペンを携帯されているということなんですけども、これ、そういったお子さんは、もともと保育所なり幼稚園なりでおられたと思うんですけども、そういった場合というのは小学校と保育園と連携して、まあ言えば、よりいった症状があるのでマニュアルを伝えていくというんかな、上に伝えていくというようなことは、簡単に言えば、保・幼・小で連携はそういったところではされてないんですかね。

〇議長(石橋英和君)教育長。

○教育長(松田良夫君) 児童がアレルギー症 状を有することについては、私どもの情報の 入手は3種類ございます。一つはアンケート。 これは、小学校あるいは幼稚園に入園・入学 するときにアンケートでお答えしてもらって います。それともう一つは、保護者の申し出。 私どもの子どもはこういう症状がありますから、園あるいは学校で注意してくださいという保護者の申し入れ。もう一つは、進学する際、幼稚園、保育所、こども園から進学する場合、その場合連絡をいただく。小学校から中学校へ行く場合も、その場合も連絡する。そういう形で、幼稚園あるいは小学校・中学校がアレルギー症状を有する子の情報をきっちりつかむという、そういう手法をとってございます。

- 〇議長(石橋英和君)21番 岡君。
- O21番(岡 弘悟君)ありがとうございます。

その講習に関してなんですけども、僕、こ こで一番問題やと思っているのは、打ち方等 とかいうよりも、結局は自分もそうなんです けども、チアノーゼ状態であるかどうかとい う判断を、果たして自分ら素人ができるのか どうか。もちろん、危険な状態であると認識 できれば、エピペンを打つ打ち方さえ講習を 受けていれば打てると思うんです。基本的に は、太もものところに注射針のようなもので 打つというふうにはなっておるんですけども、 ただ、その打つ勇気というんかな。例えばの 話ですけど、AEDの場合は、使用が必要な ければAEDが判断してくれますよね。AE D自体がAEDを作動させるかどうかの判断 を最終的にしてくれますよね。でも、こうい った補助薬、エピペンは、本人が判断できな い状態でいて、しかも周りでおる人間が判断 しなければならないというところが、僕は非 常に難しいと思うんです。使用方法の講習を 受けても、いざ打てるかとなったとき、自分 では非常に難しい。打つ勇気というのは非常 に要ると思うんですよ。そういう状態を判断 できるための講習を僕は受けないといけない と思うんですけども、それについてはいかが でしょうか。

- 〇議長(石橋英和君)教育長。
- ○教育長(松田良夫君)学校現場におきまして、エピペンを処方されている子どもがおる学校については、保護者あるいは主治医と協議して、こういう症状になったときに、もうエピペンをすぐ打ってくださいと、そういうふうな指示をいただいてございます。本当に素人ですので、おただしのとおり、打とうか打つまいかと大きな迷いがあると思います。

例えば、一例ですけれども、東京の調布市 ですか、間違ってチーズ入りのチヂミを食べ た女児が、アナフィラキシーショックで死亡 したという事例がございました。そのときも、 エピペンを打つのが遅れた。それともう一つ は、いわゆるアナフィラキシーショックの症 状の子どもが便意を伝えたので、養護教諭が 背負ってトイレまで運んだと。そのことが症 状をさらに悪化する原因になったという、そ ういう報道がございました。ですから、アナ フィラキシーショックの症状の子どもに対し ては、足を上げて安静にするというのは、こ れは絶対必要な措置です。そしてもう一つは、 エピペンをできるだけ早く打つ、これも大事 な措置です。処理者に対しては。そういう講 習を受けて、基本は自己注射薬ですけれども、 児童が自分で打つのを判断するというのは無 理ですので、いわゆるそういう情報を共有し た教師がエピペンを使用するという、そうい う前提をつくっていくことが必要ですので、 そういう保護者、医師、そして職員全体、そ ういう連携をとっているというのが現状でご ざいます。

- 〇議長(石橋英和君)21番 岡君。
- O21番(岡 弘悟君)ありがとうございます。 そこで、先ほど副作用についてお聞きした んですけども、よくエピペンについて調べて いくと、迷うんやったら打て。これが一番や ということがよくうたわれています。

そこで、副作用について調べていくといろいるあったので聞きたいんですけど、例えば、 先ほど教育長もおっしゃられましたけど、素 人でアナフィラキシー状態が起こってチアノーゼ状態であるかどうかというのは難しいと 思います。実際、アナフィラキシーを起こした場合に、症状が軽いのか重たいのか、子さいのかまたいのかまたいのかまたいのかまたいのかまた。 もに意識があっても急に悪くなる場合もカフィラキシー症候群を起こしてるんやなと思った 時点で打つべきなんでしょうか。病院長、 はそこが一番気になるんです。もう、迷ったら打てと言われているので、これはアナフィラキシーやと認められる場合は打つべきなんでしょうかね。

僕がそれについて思うのは、打つことによっての副作用のほうが怖いんであれば、人間というのはやっぱり迷ってしまいますので、その辺が一番、教職員にとっても打つことへのためらいにつながると思いますので、実際、迷ったら打てというふうにはなってるんですけども、事実どうなんでしょうか。

〇議長(石橋英和君)病院長。

○病院長(山本勝廣君)確かにおっしゃるとおり、そういったことで迷うことはあるしゃおり、それで、先ほど教育長がおっしくなられました、去年12月に東京で女児がが亡くずられました、去年12月に東京で女児がが亡くずられました。本行のでは、できたという事例を受けて、小児アレルギーに、学会としてエピペンを打つしま準を示そうということで、この7月に出ました。そのでは、この症状があれば使用するということで、この症状があれば使用するといきに表ける。時続する強いお腹の痛み。呼吸器の症状としては、解や胸が締め付けられる。声がは、ないはえるようなせき。持続する強いでは、大がほえるようなせき。持続する強いでは、大がほえる呼吸。息がしにくい。を身の症状としては、爪や唇が青白い。脈が

触れにくい。不規則。尿や便を催す。意識がもうろうとしている。ぐったりしている。こういった一つの症状でもあれば、迷わず打つということでございます。

〇議長(石橋英和君)21番 岡君。

O21番(岡 弘悟君)ありがとうございます。

やはり、迷ったら打てということだとは思うんですけども、病院長、もう一個、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、このエピペンは個人に処方箋があって、そして処方されるお薬ということで今お聞きしたんですけども、これはもちろん、使用量に個人差というのはあるんでしょうか。

〇議長(石橋英和君)病院長。

○病院長(山本勝廣君)体重によって2種類あったかと思います。ちょっと私、その体重の量に関しては正確には覚えてませんが、2種類のエピペンがございますので、それによって使い分けるということです。

実際に処方するときは、パンフレットなり、 あるいはDVDを一緒に渡して、それはもち ろん患者さんやご家族、それと学校の先生な りという、この知識を共有していただいて、 これを使用していただくというように、当病 院では薬局から指導するようにいたしており ます。

〇議長(石橋英和君)21番 岡君。

○21番(岡 弘悟君)ありがとうございます。

そうした場合、今現状、例えばアレルギーというものは、恐らく万人がどこかで持っているもんやと思います。気付かないだけで、実際はどこかで、自分の知らないところでアレルギーがあったりだとか、子どもたちの中にも知らない子どもたち、もちろん親御さんの中にも知らない子どもたちがいて、食物アレルギーの場合は、ご家庭のほうでだいたい食べ物を食べているうちに、うちの子はこんなアレルギーあるんやなというのが多分わか

ると思うし、きつい場合は病院に行かれていると思うんですけども、僕、一番気になるのは、蜂に刺された場合とか、例えば毒性の強い蜂に、1回目はええけども、2回期間短い間に刺された場合、これはアナフィラキシー症候群を起こす場合がありますよね。こういとで場合、実際のところを言うと、エピペンは個人によりというお話を聞くと、それを他人に汎用はでおおるもので、それを他人に汎用はでおおいるとの認識でエピペンを使用されているが学校でエピペンを使用されている場で、学校に常備されている場合もありますよね。それを他人に打つことはでもありますよね。それを他人に対しようかおはでいるいという認識でよろしいんでしょうかお

〇議長(石橋英和君)病院長。

〇病院長(山本勝廣君) 私は、個人に処方されたものは他人には使用できないと判断していかと思います。

〇議長(石橋英和君)21番 岡君。

○21番(岡 弘悟君) 当然そうなんですけど も、そこでやっぱり一番気になるのは、やは り親御さんたちに、蜂に刺された場合という のはアクシデントなので、皆さんエピペンを 購入されるというのは不可能やと思います。 ただ、食物アレルギー等においては、先ほど 教育長もおっしゃられましたけども、実は隠 れてアレルギーを持っておられる方がおると いうことを、やっぱり啓発によってさらに認 識してもらうというのは本当に必要やと思う んです。現状もされているとは思うんですけ ども、実際、子どもたちが大きくなるにつれ、 違ったアレルギーが出てきたりもいたします ので、入学時に行っているというのではなく て、ある程度の学年ごとには行ってはおられ ないんでしょうかね。例えば、1年生の時に なかったアレルギーが3年生になって出てき たとか、そういった事例もあると思うんです けども、そういったことは行われておられな いんでしょうか。

〇議長(石橋英和君)教育長。

○教育長(松田良夫君) エピペンを処方されている児童につきましては、医師の診断によりまして、学校生活管理指導票、これはアレルギー症患者用という、その書類を出してもらいます。その書類に基づいて、その子への対応を学校できめ細かく決めていきます。そして、症状が変わったら、このいわゆる管理票については、基本的には年度更新するごとに出してくださいよと、そういうお願いをし、その子の加齢とともにどう変わっていくかについても、学校で把握できるような対応をしてございます。

もちろん、保護者にも子どもの様子で変わったことがあったら随時ご連絡いただいて、 新たな対応を工夫していくという、そういう 体制もとるようにしてございます。

〇議長(石橋英和君)21番 岡君。

○21番(岡 弘悟君)ありがとうございます。

自分が思っていた以上に、きめ細やかに対策されているというのは非常にうれしい驚きなんですけども、子どもの命を守るために、教育現場で働いている方がそういう対策をとられているというのは、もちろん当然なことだとは思うんですけども、やっぱりいつ何どき起こるかわからない症状に関して、例えばなんですけども、今、エピペンを携帯されている方が6人いらっしゃるということなんですけども、その中で、エピペンをほとんどの児童は持ち歩いているとは思うんですけども、学校に携帯されているという方はいらっしゃるんでしょうか。

〇議長(石橋英和君)教育長。

○教育長(松田良夫君) その6名の児童は、 毎日エピペンを持って登校してきます。保管 方法としては、保健室、職員室、あるいは本 人のかばんの中、それを全員の教職員がその 保管場所について把握しているという状況で す。

先ほど答弁させていただきましたように、 学校でこのエピペンを使用したというケース は今のところございません。一番学校で気を 配っていることは、いわゆるアレルギー食材 を口に入れない、入れさせない、そういう取 り組みで、こういうアナフィラキシー症状の 起こらない、あるいはエピペンを使用する事 態を招かない、そういう前提で、そういうと ころを一番大事に取り組んでいただいている というのが各学校の状況です。

- 〇議長(石橋英和君)21番 岡君。
- O21番(岡 弘悟君)ありがとうございます。 そこで一点気になるのが、その子どもさん たちが、エピペンをもし携帯忘れた場合、そ ういった場合の対応というのがちょっと気に なるんですけども、エピペン自体、保険の適 用にはなったと思うんですけども、だいたい 8,000円から1万円ぐらいかな。結構高額なも ので、しかも使用期間が限られていると。結 構短いんですよね。そしたら、学校で携帯す る場合、親御さんは二つ買わなあかんという 場合が発生して、しかも使用期限が短いので、 買い替えるときに二つ買うというのはかなり の出費になってしまいますよね。こういった 場合、エピペンを学校に置く分を、親御さん の負担が少ないように学校側で購入するとい
- 〇議長(石橋英和君)教育長。

うのは不可能なんでしょうかね。

- **〇教育長(松田良夫君)** 現状では、そういう 対応については考えておりません。忘れずに 携帯してくださいと、そういうお願いで対応 している状況でございます。
- 〇議長(石橋英和君)21番 岡君。
- **〇21番(岡 弘悟君)**ありがとうございます。

もちろん、自分の命、子どもたちの命、自 分の命にかかわるものですので、なかなか忘 れるということもないかもしれませんけども、 でも実際、事故というのはいろんなことが重 なり合って最悪のことが起こりますので、今 後の課題として、そういったこともちょっと 視野に入れて検討していただきたいと思いま す。これは要望です。

自分、ちょっと勉強不足で、最後のこの5番なんですけども、先ほど答弁いただいたように個人によって処方されるもので、なかなか学校で常備薬として導入とかは今現在のところ難しいということは理解しました。自分がちょっと勉強不足やったかなと思います。

ただ、今後については、やはり自分自身もこのエピペン、先ほど言いましたけども、蜂刺傷の場合とかに起こり得るアナフィラキシーに対しては、やはり現状のままでしたら処置のしようがありませんよね。そしたら自分自身も教育機関にどういった形で導入できるんかわからないですけども、またいろんなところで要望を上げさせていただこうと思います

ただ本当に、今、教育長からお話をお聞き しましたけども、マニュアル等含めて、現状 今できることをやっていただいているんやな という認識で、非常に良かったと思います。

ただ、今、この食物アレルギーというのが 多肢にわたっています。本当にいろんなとこ ろで、起こってはいけない事故が起こってま すので、これからこのエピペン、特にそれを 扱う教職員、子どもたちの命を守る教職員の 方々というのは、このエピペンを打つタイミ ング、打つかどうかというのを本当に直面し たときに、打たなければいけないという認識 のもとで勇気をもって打たなければいけない 現状が来たときに、やはりちゃんとした講習 を受けて、そして、そのショック状態が本当 にこれがチアノーゼ状態であるのかというのも含めて、先ほど病院長からも、この中の一つの症状が出た場合に打たなければいけないというのも、それをすべて教育現場で浸透していただいて、今後もこの子どもたちの命を守るために、組織づくりと、そしてエピペンというこの薬が、本当に子どもたちの命をつなげると思いますので、教育現場に浸透できるようによろしくお願いいたします。

以上で1番の質問を終わります。

○議長(石橋英和君)次に、質問項目 2、新たな地域ブランドの立ち上げに関する質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

[経済部長 (大倉一郎君) 登壇]

〇経済部長(大倉一郎君)議員おただしの、 地域ブランドについてお答えします。

農業分野の柿については、和歌山県を通じ 中国にトップセールスを行うとともに、東京、 名古屋、大阪の量販店にもトップセールスを 行っているところです。

本市の柿の刀根早生において、紀北川上農業協同組合が「腕自慢」というネーミングでブランド化を進めており、農家からの参加申し込み後、JA職員の営農指導員の指導により生産し、園地確認野帳による確認、配合肥料の使用、ハク皮の実施、マルチ被膜の実施などを行い、JA本店で合否判定を行う生産管理体制により生産された刀根早生で、着色がすぐれている、等級は青秀以上、大きさはしサイズ以上などとなっています。札幌及び東京市場へ出荷しています。

また、養鶏については、個人養鶏農家がブランド卵の「かぐや」を出荷しています。

ブランドとは、消費者から得ている高い評価のことであり、販売量を増やすことではなく、ブランド化することは、商品の品質や付加価値などでプレミアを高め、利益率を上げ

ることであると考えています。

そのため、本市における地域ブランドの立ち上げについては、事前に入念なリサーチを行い、商品としての優位性や地域の独自性を確立しておかなければならないと考えています。

次に、商工部門での地域ブランドの確立も、 農産物と同様に、産地間競争や安い輸入品に 負けないために、付加価値を付けて製品を差 別化することが重要です。そのためにもしっ かりとしたセールスポイントを持った物づく りと、消費者から安全・安心で信用される産 地づくりを強化し、情報発信を活用した地域 ブランド販売戦略を構築することが必要であ ると考えます。

現在、本市の伝統産業であるパイル織物及び紀州へら竿は、世界的に見ても非常に品質の高いものを生産していますが、製品または地域ブランドとしての認知度がまだまだ低いのが課題です。

議員ご提案の、新たな地域ブランドを立ち上げ、高品質である証明のネーミング認定PRは、商品付加価値を上げ、購買促進には重要であると考えます。しかし、既存産業を活用した新たな地域ブランド化と商品認知には、事業者などの積極的な自助努力が必須となります。本市では、積極的かつ真摯な事業者に対して、行政が何を支援できるか検討してまいります。

最近の本市がかかわる商品ブランド化及びその商品の販売PR取り組み例として、代表的なものに、まず国の伝統工芸品となった紀州へら竿があります。平成26年度から伝統証紙を製品に張り、伝統的工芸品である付加価値をもって他製品との差別化をしてまいります。紀州へら竿製品に国の伝統的工芸品である旨の表示を行うことにより、消費者に適切な情報を発信するとともに、紀州へら竿の品

質の維持、ひいては製品販路拡大、売り上げ 増額につなげてまいりたいと考えています。 伝統証紙を表示するためには、組合が定めた 検査方法及び検査基準の規定に基づき、(仮 称)紀州へら竿品質検査委員会の検査合格認 定を必要とする予定です。

商品ブランド戦略の他の例として、次に、パイル織物があります。現在、欧米有名アパレルメーカーの信頼性が高い高品質な生地の産地でありながら、完成品としての商品がないため、知名度が実績以上に低いと考えられます。現在これを解消するために、実績を生かした最終製品の商品化に取り組んでいます。高野ロパイルの高度技術を生かした新たなブランド商品を製造し、アパレルに限らず、産業資材をも視野に入れて、多様化する消費者ニーズにこたえられる事業者支援を行いたいと考えます。今までの大量生地出荷から、多様性少量生地出荷へと製造販売体制を構築し、高野ロパイル産地ブランドの産業振興に協力してまいります。

本市では、これらの伝統産業に限らず、前向きな事業者の商品ブランド化の取り組みに対して、物産展等を通したマーケット調査や商品PR、販路拡大等の協力を積極的にしてまいりたいと考えています。

〇議長(石橋英和君) 21番 岡君、再質問ありますか。

21番 岡君。

O21番(岡 弘悟君)ありがとうございます。 この地域ブランドの立ち上げについて思う ことなんですけども、答弁でもあったんです けども、積極的な事業者がいた場合、それを 手伝っていけるんじゃないかなと。それが行 政の仕事じゃないんかなというような趣旨の 答弁をいただいたんですけども、実際、地域 ブランドの中の地域ブランド、今ちょっとは やってるんですけども、例えばここに宮崎地 鶏の、これはホームページでとってきたんですけども、これ、全部こういった基準を決めているのは、地域の産業を進める、結構行政がやっているところが多いんです。

先ほど部長も答弁いただきましたけども、 この狙いというのは、例えば、全体的な品目 にその名前を与えるんではなくて、その全体 の中の1割のいいものに、厳選されたいいも のに名前を付けましょうと。その厳選する基 準というのは、別に行政がつくるわけでもな いんですけども、その中で働いている方もも ちろん巻き込んで、行政が主導となって、こ ういったものをつくっていきましょうという ふうにやっているところがほとんどなんです けども、この狙いというのは、その1割の物 産品、もちろん工業製品も含まれますけども、 によって名前を牽引してもらう。つまり、全 体のイメージを上げるために、その1割をブ ランド化していくというのが、今、全国的、 一部ですけども始まっている地域ブランドの 差別化の一つなんですけども、その中で、や はり本市もそうなんですけども、自分らがま ちの中で仕事をしていて、自分らでブランド を立ち上げても、なかなか全国発信していく というのは非常に難しい。やはり、その販路 となるのは、アピールできるというのは、行 政の部分であったり、もちろん行政だけでは ないですけども、そういった部分が本当に必 要になってくる。昔みたいに行政のやるべき 部分、民間のやるべき部分という垣根が実際 低くなってますよね。実際、市民協働参加型 社会というふうに行政がおっしゃるように、 行政も逆に市民のほうへ参加していくという 形を取らざるを得ないのが、今の行政の流れ やと思います。

だから、明確に、それは行政がやるべき部分、いや民間がやるべき部分やというところの垣根が薄くなっている今、橋本市、例えば

本市にとってプラスになることは、やはり民間であろうが行政であろうが関係なく僕はやっていくべきやと思うんです。もちろん、今、部長の答弁はやらないと言うてる答弁はやらないと言うではりかるんで、かるんでなけども、やはかと思うんでないるがであったがあったができると、例えばそれが農産物であったらりとしているが、その農家と話をして、じゃあ流通はどこによって、じゃあたるまではというとといくのは、それは僕、地域できることではないと思うんで、またができることではないと思うんである。

だから、今自分が本当に思うのは、この地 域ブランドを立ち上げるというのは、本当に 狙っているのは1割のターゲット。ちょっと 話長くなりますけども、東京圏で今、地域の ブランドの付いた野菜をレストランで出して も、お客さんは注文しないといった現象が、 全体違いますよ、僕の聞いたお話の中では起 こっているらしいです。それはなぜかという と、例えば、何々産の野菜という名前じゃな くて、何々産の何々ブランドの野菜というと ころまで付けると、お客さんの注文が増える らしいです。それはなぜかというと、特別感 があるから。それは、実際流通しているのは 1割ぐらいしかないんですよね。実際はそん だけ品質高いものが流通できるはずがないん やから。でも、その1割によって、その名前 によってネームバリューがあれば、そこの生 産の、例えば言葉は悪いですけども、B級品 まで牽引されてしまうんです。

実際、マンゴーなんかもそうなんですけど も、自分もインターネットで買うたりするん ですけども、名前は伏せておきますけども、 百貨店で有名なマンゴーを買うと何千円かし ますけども、インターネットで、形が悪くて 小ぶりな、商品にならないものが一箱20個近 く入っていて数千円で買えてしまうんです。 でも、製品としては僕らそのネームバリュー があるので、そんなものがこの値段で買える んやったら、まあおいしいやろうから買うて しまおうかなといって、結局その1割のもの に牽引されて買ってしまうんです。

それが、この地域ブランドの中の地域ブランドをつくることの狙いなんですけども、やはり、今後この行政の仕事というか役割としては、その地域ブランドの掘り起しをすべきやと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

〇議長(石橋英和君)経済部長。

○経済部長(大倉一郎君) 今おただしの商品 の差別化というようなことで、付加価値を付けながら、例えば、柿が全体的に多いという形に、橋本市は柿が有名でございますけども、そのうちの1割でも付加価値を付けて、今「腕自慢」というような形で農協が出荷を行って、販売をしているところでございます。

また、先ほどもお話をさせていただきましたけども、卵では「かぐや」というようなブランドの卵として出荷をしております。

また、商工部門におきましては、クールビズの秋冬版というような形でウオームビズというような形で、暖かく働きやすい服装の取り組みということで、例えば女性の首巻きを高野口のブランドというような形で、また、マフラーとかベスト等の商品もつくっていくということで聞かせていただいております。

商品の付加価値を上げることにつきましては、同じ商品でも差別化をするということにもつながってくるんですけども、商品をつくっている方の努力、自助努力が商売の仕方にもつながってくるのではないかなと考えております。

市におきましても、何か支援できるかどう かというのを調査研究してまいりたいと考え ております。

- 〇議長(石橋英和君)21番 岡君。
- O21番(岡 弘悟君)ありがとうございます。 ただ、ちょっとかみ合わないんかなと思う んですけど、地域ブランドをつくっていく、 今「腕自慢」とか「かぐや」というお話をい ろいろ聞いて、もちろんそれは、自分も商工 会やらしてもうてるし、いろんなお名前も聞 くし、今、橋本市の至るところで、そういっ たブランド化を進めていっているというのは 理解はしているんですけども、行政が主体と なってブランド化を進めていっているものが ないのではないかなというのが疑問というか、 自分の中では、やっていったらどうなんかな と思います。それは、行政がやるべきことな んかどうなんかというような問題ではなくて、 それは本市にとってプラスになるからやった

らどうなんですかということを提案させても

らってるだけなんです。

例えばイメージ的に言うと、その1割のも のしか商品化にならないんやから、まあ言う たら差別化を行って、ちょっとはねてるみた いな感じになって、イメージ悪いように思う かもしれないんですけども、そうじゃなくて、 その1割でイメージが上がるんであれば、全 体の利益になるんじゃないかなという考え方 で質問させてもうてるんです。それを行政主 体で基準を決めたらどうですかということを 自分は質問させてもうてるんですけど、例え ば、ここ、「宮崎ワンタッチきゅうり」ってあ るんですけども、これは商品ブランドの認定 基準等とちゃんとネットでうたわれておるん ですけどもね。商品ブランド認定基準、ワン タッチ箱詰め。圃場内で箱詰めされてますよ と。あと、製品の予冷、保温の実施もしてい る。つる下ろし栽培でA品以上とか、こうい った基準を自分らで決めて、そんでより分けて、これを「宮崎ワンタッチきゅうり」ということで売り出しているんですけども、これも本当に宮崎産のきゅうり全体にとったらイメージアップになりますんでね。こういったことを、行政主導でやっていったらおもしろいんじゃないかなと思って質問させてもらったんです。

例えば京都なんかは、京都はマークまでつ くっておるんです。ブランド品の。京都が認 定してるよと。これ、まあ言うたら、京都の 京野菜とか、いろんな京のブランド産品のマ ークといって、これは京都府のホームページ ですよ。京都府が認定してやっているんです。 だから、行政がこういうことをやって、ちょ っと民間に食い入る形になるんかなという意 識もあるかもしれませんけど、全国的にこう いった動きが広まってますので、ぜひとも橋 本市、どんどんこれから、先ほどから皆さん オリンピックのお話も出てたし、どんどん日 本にも外国の方がいらっしゃるんやから、ど んどんアピールできる機会やから、7年後と はいえ、今からこうやってブランドの野菜を どんどん関東圏に売り込めば、外国人の方の 口に入る機会も増えますのでね。そのときに ブランド力というのが本当になかったら、他 の商品との差別化ができないと思うんです。

その手助けを行政主体となってやっていただきたいので、今後の課題にはなるとは思うんですけども、こういった形で橋本市ブランドの立ち上げというのを一度検討していったら、僕は非常におもしろいことやと思います。それは、橋本市にとって、何かマイナスになるんかということは一切ないし、本市にとって、すべての産業においてプラスになることやと思いますので、ただ、厳選していくという基準づくりが一番難しい。その部分においては、行政主体になってやっていくんかどう

かという難しい部分はあるんやけども、ただ、ブランドの立ち上げにおいては、本市が中心になってやっていったらおもしろいと思いますので、これ、要望になりますけども、今後、これ、また一回検討してもらって、実現に向けてやっていただいたら非常におもしろい活動になると思いますので、要望ですけども、よろしくお願いいたします。

これで一般質問2点、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(石橋英和君) 21番 岡君の一般質問 は終わりました。

この際、午後2時5分まで休憩いたします。 (午後1時50分 休憩)